

## 隠岐の島町空家等対策協議会の概要について

## 1. 趣旨

空家等対策の推進に関する特別措置法が平成 27 年 5 月 26 日に施行されました。法の施行を受け全国の市町村で空家等の対策について議論が活発になってきました。法では市町村の責任として、空家等対策計画の策定し空家対策の実施に努めることを規定しています。

空家等対策計画を策定するにあたっては、法第 7 条に規定する「協議会」（空家等対策協議会）を設置し協議を行うことができるとしています。

また、国の示した空家等に関する基本指針では空家対策を実施するためにも、協議会を組織することを推進しています。

このため、本町では今年 2 月 8 日に隠岐の島町空家等対策協議会設置条例を施行し、空家対策を推進していくため協議会を設置する事としました。

## 2. 協議会委員の構成

- ・ 町長及び委員 10 名以内で組織します。
- ・ 構成委員は施行規則による団体からの推薦で決定しました（別紙施行規則による）
- ・ 委員は隠岐の島町在住の者とする。

## 3. 協議会の役割

以下の事項の協議を協議会を行います。

- 1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事
- 2) 特定空家等に該当するか否かの判断に関する事
- 3) 特定空家等に対する措置の方針などに関する事
- 4) その他空家等に関して町長が必要と認める事

## 2 実施体制の整備

（略）

### (2) 協議会の組織

市町村は、法第7条に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための「協議会」を組織することができ、その構成員としては「市町村長のほか、地域住民、市長村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。」ものとされている。

協議会の構成員として、具体的には弁護士、司法書士、行政書士、宅地建物取引主任者、不動産鑑定士、土地家屋調査士、建築士、社会福祉士等の資格を有して地域の福祉に携わる者、郷土史研究家、大学教授・教員等、自治会役員、民生委員、警察職員、消防職員、法務局職員、道路管理者等公物管理者、まちづくりや地域おこしを行うNPO等の団体が考えられる。これに加え、都道府県や他市町村の建築部局に対して協力を依頼することも考えられる。

なお、この協議会は、法に規定されているとおり空家等対策計画の作成及び変更に関する協議を行うほか、同計画の実施の一環として、例えば、①空家等が特定空家等に該当するか否かの判断、②空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針、③特定空家等に対する措置の方針などに関する協議を行うための場として活用することも考えられる。また、協議会における協議の過程で空家等の所有者の氏名、住所などの情報が漏えいすることのないよう、協議会の構成員は当該情報の取扱いには細心の注意を払う必要がある。

また、協議会を設置するに当たっては、1市町村に1つの協議会を設置するほか、例えば1つの市町村が複数の協議会を設置したり、複数の市町村が共同して1つの協議会を設置したりすることも可能である。

（以下略）